

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく民間競争入札に係る契約の締結について

平成 27 年 4 月 1 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
契約部

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づき「原子力機構基幹情報システムの運用支援業務」について民間競争入札を実施し、以下のとおり契約を締結しました。

＜原子力機構基幹情報システムの運用支援業務＞

1. 契約相手方の住所、名称及び代表者の氏名

茨城県那珂郡東海村白方白根 2-4

一般財団法人高度情報科学技術研究機構

理事長 関 昌弘

2. 契約金額

709,560,000 円（税込） ※実施期間 3 年分の総額

3. 業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき業務の質に関する事項

(1) 本業務の概要

機構は、我が国のエネルギーの安定確保及び地球環境の解決並びに新しい科学技術や産業の創出を目指した原子力の研究開発を統合的、計画的かつ効率的に行うとともに、成果の普及等を行うことにより、人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に貢献することを目的とし、高速増殖炉サイクル技術、高レベル放射性廃棄物処分技術、核融合研究開発及び量子ビームテクノロジー等の主要 4 プロジェクトをはじめとする幅広い研究分野の研究開発を実施している。

本業務は、機構の原子力科学研究所（東海地区）、那珂核融合研究所（那珂地区）、システム計算科学センター（柏地区）、高崎量子応用研究所（高崎地区）及び関西光科学研究所（関西地区）に設置され、機構の研究開発活動に不可欠な情報インフラとなっている大型計算機システム、基幹ネットワークシステム及び情報セキュリティ対策システム等の運用に係る支援業務を行うものである。

本業務は、大型計算機システム、基幹ネットワークシステム及び情報セキュリティ対策システム等を、効率的かつ円滑に運用するために実施するものであり、請負者は各装置、周辺機器及びこれらを運用するためのプログラム等の構造、取扱方法等を十分理解し、本業務を実施するものとする。

(2) 本業務の内容

本業務を実施するにあたっては、「原子力機構基幹情報システムの運用支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める事項の他、各装置のマニュアル、機器取扱説明書等を十分理解のうえ実施するものとし、請負者は予め業務の分担、人員配置、スケジュール、実施方法等について、実施要領を定め、機構の確認を受けるものとする。本業務の内容は以下のとおりとする。1) 東海地区大型計算機システムの運用支援業務

- ① 東海地区大型計算機システムの運用計画の企画・立案に係る支援等
- ② スーパーコンピュータシステムの運用支援
- ③ 大型計算機利用課題申請システムの運用支援
- ④ 原子力機構計算機利用登録システム(JCOURS)の運用支援
- ⑤ 原子力機構会計情報管理システム(JAMS)の運用支援
- ⑥ 大型計算機運用関連ホームページの運用支援
- ⑦ 大型計算機システム運用系サーバ等の運用支援
- ⑧ 情報資産台帳管理システム(IRMS)の運用支援
- ⑨ その他

2) 那珂地区大型計算機システムの運用支援業務

- ① 那珂地区大型計算機システムの運用計画の企画・立案に係る支援等
- ② 那珂地区データ解析サーバ及び那珂地区ログインサーバの運用支援
- ③ 那珂地区拠点ネットワークシステムの企画・立案に係る支援等
- ④ 那珂地区拠点ネットワークシステムの運用支援
- ⑤ ネットワーク関連プログラムの運用支援
- ⑥ その他

3) 画像処理支援業務

- ① 画像処理システム利用支援
- ② 画像処理システム管理
- ③ 画像処理情報 Web 管理
- ④ 可視化ソフトウェア試行・開発支援
- ⑤ 可視化デモンストレーション
- ⑥ その他

4) 利用支援業務

- ① 利用相談受付窓口
- ② プレゼンテーション関連技術の利用支援
- ③ Web ページ作成支援
- ④ 情報システム管理室イントラページの管理
- ⑤ システム計算科学センター報告資料等作成支援
- ⑥ その他

5) 柏地区情報システム関連機器の運用支援業務

- ① 共用ファイルサーバの運用支援
 - ② 柏地区拠点ネットワークシステムの運用計画の企画・立案に係る支援等
 - ③ 柏地区拠点ネットワークシステムの運用支援
 - ④ ネットワーク関連プログラムの運用支援
 - ⑤ その他
- 6) 高崎地区情報システム関連機器の運用支援業務
- ① 共用ファイルサーバの運用支援
 - ② 高崎地区拠点ネットワークシステムの運用計画の企画・立案に係る支援等
 - ③ 高崎地区拠点ネットワークシステムの運用支援
 - ④ ネットワーク関連プログラムの運用支援
 - ⑤ その他
- 7) 関西地区情報システム関連機器の運用支援業務
- ① データバックアップシステム等の運用支援
 - ② 関西地区拠点ネットワークシステムの運用計画の企画・立案に係る支援等
 - ③ 関西地区拠点ネットワークシステムの運用支援
 - ④ ネットワーク関連プログラムの運用支援
 - ⑤ その他
- 8) 情報セキュリティ対策システムの運用支援業務
- ① Firewall システムの運用支援
 - ② 不正侵入検知・防御システムの運用支援
 - ③ ウィルス対策ソフトウェアの運用支援
 - ④ Windows,Mac,Linux 用ウィルス対策ポリシー管理システムの運用支援
 - ⑤ Web アクセス制御システムの運用支援
 - ⑥ 個人認証システムの運用支援
 - ⑦ リモートアクセスシステムの運用支援
 - ⑧ 公開 Web サイト集約システムの運用支援
 - ⑨ 情報セキュリティ教育システムの運用支援
 - ⑩ 資産管理システムの運用支援
 - ⑪ 不正プログラムの解析業務
 - ⑫ セキュリティ侵入分析業務
 - ⑬ セキュリティ情報発信ウェブサイトの運用支援
 - ⑭ セキュリティインシデント対応
 - ⑮ その他
- 9) 基幹ネットワークシステムの運用支援業務
- ① 基幹ネットワークシステムの運用支援
 - ② 構内ネットワークシステムの運用支援
 - ③ 検疫ネットワークシステムの運用支援

- ④ ゲストネットシステムの運用支援
- ⑤ メールシステムの運用支援
- ⑥ ネットワークサーバの運用支援
- ⑦ ネットワーク監視システムの運用支援
- ⑧ IP アドレス管理システムの運用支援
- ⑨ ネットワーク接続認証システムの運用支援
- ⑩ ネットワーク障害調査及び支援
- ⑪ セキュリティインシデント対応
- ⑫ 内線電話網システムの運用支援
- ⑬ TV 会議システムの運用支援
- ⑭ その他

(3) 確保されるべき対象業務の質

本業務は、大型計算機システム、基幹ネットワークシステム及び情報セキュリティ対策システム等利用者への継続的かつ安定的なサービスの円滑な提供に資するものである必要がある。このような観点から「3. (2) 本業務の内容」に示した業務内容を実施するに当たり、請負者が確保すべき対象業務の質は次のとおりとする。

① 業務の内容

「3. (2) 本業務の内容」に示す運用支援業務を適切に実施すること。

② システムの可用性

大型計算機システム、基幹ネットワークシステム及び情報セキュリティ対策システムについては、システム毎に、システムの運用支援業務を実施しなければならない時間に対して、システムが正常に稼働している時間の比は、四半期ごとに 98.0%以上であること。なお、システムの運用支援業務を実施しなければならない時間は、原則として次の時間とする。

平日 9:00～17:30 (※12:00～13:00 は休憩時間)

ただし、必要がある場合は上記に定める時間及び土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日まで)、機構創立記念日(10月の第1金曜日とする。ただし、10月1日が金曜日の場合は、10月8日とする。)、その他機構が特に指定する日を除く。

また、本業務に起因しないサービス停止時間(故障、障害及び停電等による停止時間)は、システムが正常に稼働している時間及びシステムの運用支援業務を実施しなければならない時間から除外する。

③ セキュリティ上の重大障害の件数

個人情報、施設等に関する情報、その他の契約履行に際し知り得た情報の漏えい件数は0件であること。

④ システム運用上の重大障害の件数

本業務に起因した長時間(24時間)にわたり正常に稼働できない事態・状況及び保有するデータの喪失等により、機構の業務に多大な支障が生じるような重大障害の件数は0件であること。

⑤ 利用者の利用満足度調査

機構は、本業務の利用者に対して、次の項目の満足度についてアンケートを実施（年 1 回）する。請負者においては、その結果の基準スコア 75 点を維持又は向上に努めること。

イ 問い合わせから回答までに要した時間

ロ 回答又は手順に対する説明の分かりやすさ

ハ 回答又は手順に対する結果の正確性について

ニ 担当者の対応（言葉遣い、親切さ、丁寧さ等）

利用者には、各項目とも、「満足」（配点 100 点）、「ほぼ満足」（同 80 点）、「普通」（同 60 点）、「やや不満」（同 40 点）、「不満」（同 0 点）で回答を求め、年度末に 4 つの回答の平均スコア（100 点満点）を算出する。

4. 実施期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

5. 請負者が、機構に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の業務の適正かつ確実な実施の確保のために請負者が講じるべき事項

(1) 報告等

- ① 請負者は、仕様書に規定する業務を実施したときは、当該仕様書に基づく各種報告書を機構に提出しなければならない。
- ② 請負者は、本業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに機構に報告するものとし、機構と請負者が協議するものとする。
- ③ 請負者は、契約期間中において、①以外であっても、必要に応じて機構から報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

(2) 調査

- ① 機構は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 26 条第 1 項に基づき請負者に対し必要な報告を求め、又は事務所に立入り、本業務の実施の状況若しくは帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。
- ② 立入検査をする機構の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを請負者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示するものとする。

(3) 指示

機構は、本業務を適正かつ的確に実施させるために、請負者に対し必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(4) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

① 秘密の漏えい

請負者は、本業務の実施に際して知り得た情報を、第三者に漏らし、盗用し、又は本業務以外の目的に利用してはならない。本契約終了後においても同様とする。これらの者が秘密を漏

らし、又は盗用した場合は、法第 54 条により罰則の適用がある。なお、請負者は、本契約の内容又は成果を公表し、又は他の目的に利用するときは、あらかじめ書面により機構の承認を得なければならない。

② 情報処理に関する利用技術

請負者は、本業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術（アイデア又はノウハウ）については、請負者からの文書による申出を機構が認めた場合に限り、第三者へ開示できるものとする。

③ 個人情報の管理

請負者は、機構から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。

イ 請負者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。本業務の終了後においても、同様とする。

ロ 請負者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行われなければならない。

ハ 請負者は、機構の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を利用目的以外に利用又は加工し、又は機構の承認なしに第三者に提供してはならない。

ニ 請負者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、機構の承諾のない限り、本契約の全部又は一部を下請負することはできない。

ホ 請負者は、業務を処理するために機構から引き渡された個人情報が記録された資料等（CD や DVD などの電磁的記録を含む。）を複製又は複写してはならない。請負者は、機構との契約の履行のために個人情報が記録された資料等を複製又は複写する必要がある場合には、機構に対して、その範囲・数量等を書面により通知して承諾を得なければならない。

ヘ 請負者は、業務を処理するために、機構から提供を受け、又は請負者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約終了後速やかに、機構に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、機構が別に指示したときは当該方法による。

ト 請負者は、業務に関して知り得た個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えいその他の事故を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。また、請負者は請負者の従業員その他請負者の管理下にて業務に従事する者に対して、請負者と同様の秘密保持義務を負担させるものとする。

チ 請負者は、個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えいその他の事故が発生又は生ずるおそれのあることを知った場合は、直ちに機構に報告する。

リ 請負者は、請負者の責めに帰すべき事由により、個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えいその他の事故が発生し、機構が第三者から請求を受け、又は、第三者との間で紛争が発生した場合、請負者は、機構の指示に基づき請負者の責任と費用負担でこれらに対処するものとする。この場合において、機構が直接又は間接の損害を被ったときは、請負者は機構に対して当該損害を賠償しなければならない。

- ④ 上記①から③までのほか、機構は請負者に対し、本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、
秘密を適正に取り扱うために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(5) 契約に基づき請負者が講じるべき措置

① 契約保証金

請負者は、落札決定後に契約金額の10分の1を契約保証金として機構に納めなければならない。ただし、入札説明書において免除しているときは、この限りではない。なお、契約保証金は、契約履行後に還付することとし、請負者が義務を履行しないときは、機構に帰属するものとする。

② 請負業務の開始

請負者は、本業務の開始日から確実に業務を開始すること。

③ 総括責任者の届出

イ 請負者は、本業務の責任者として総括責任者及びその代理人（以下「総括責任者」という。）を定め、書面にて機構へ届出するものとする。総括責任者は、従事者への指示や業務管理を含めた一切の事項を処理するものとする。ただし、必要がある場合は、請負者を代表して機構と協議の上、業務を行うものとする。

ロ 機構は、総括責任者及び従事者のうち業務の実施又は管理に当たり不相当と認められるものがある場合は、その理由を明示して請負者にその交替を要求することができる。

ハ 総括責任者は専任（従事者と兼務しない）かつ常駐が望ましい。ただし、上記イの対応が支障なく行えることを条件に、兼任（従事者と兼務する）や非常駐でも可とする。

④ 権利の譲渡

請負者は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、継承せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による機構の事前承認を得たときは、この限りではない。

⑤ 瑕疵担保責任

イ 請負者は、成果物の引渡し後1年以内に瑕疵が発見されたときは、機構の請求に基づき、請負者の負担において、機構と協議した期限までにその瑕疵の補修その他必要な措置をとらなければならない。

ロ 上記イの瑕疵によって機構が損害を受けたときは、請負者はその損害を賠償しなければならない。

⑥ 下請負又は再委託

イ 請負者は、本業務の実施にあたりその全部を一括して、又は主たる部分を第三者に請け負わせ、又は委任してはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断をいうが、業務の性質上、これにより難しい場合は、仕様書に記載した部分をいう。

ロ 請負者は、本業務の実施に当たり、その一部について下請負又は再委託（以下「下請負」という。）を行う場合は、原則としてあらかじめ提案書において、下請負を行う業務の範囲、合理性及び必要性、下請負先の業務履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管

理の方法（以下「下請負先等」という。）について記載しなければならない。

ハ 本契約締結後止むを得ない事情により、あらかじめ技術提案書において記載した下請負の変更や新たな追加等を行う場合には、下請負先等を明らかにしたうえで、事前に機構の承認を受けなければならない。

ニ 請負者は、ロ又はハにより下請負を行う場合には、請負者が機構に対して負う義務を適切に履行するため、下請負先の事業者に対し前項「(4) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置」及び本項「(5) 契約に基づき請負者が講じるべき措置」に規定する事項その他について、必要な措置を講じさせるとともに、下請負先から必要な報告を聴取することとする。

ホ 上記ロからニまでに基づき、請負者が下請負先の事業者に業務を実施させる場合は、全て請負者の責任において行うものとし、下請負先の事業者の責に帰すべき事由については、請負者の責に帰すべき事由とみなして、請負者が責任を負うものとする。

⑦ 契約内容の変更

機構及び請負者は、本業務を改善するため、又は経済情勢の変動、天災地変の発生、関係法令の制定若しくは改廃その他契約の締結の際、予測できなかった著しい変更が生じたことにより本業務を実施することが不相当と認められる場合は、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、法第 21 条の規定に基づく手続を行うことにより契約の内容を変更することができる。

⑧ 機構の契約解除権

機構は、請負者が次のいずれかに該当するときは、請負者に対し請負費の支払いを停止し、又は契約を解除若しくは変更することができる。契約を解除されたときは、請負者は機構に対して契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として支払わなければならない。ただし、違約金額を超過する増加費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるものではない。

イ 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき。

ロ 法第 10 条第 4 号及び第 7 号から第 9 号に該当する者（以下「暴力団員」という。）を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。

ハ 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ニ 下請負先が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を警察当局から受けたとき。

ホ 下請負契約が暴力団又は暴力団員と知りながらそれを容認して下請負契約を継続させているとき。

ヘ 正当な理由がなく、請負者が本業務を実施すべき時期を過ぎても実施しないとき。

ト 請負者の責めに帰すべき事由により、納期又は納期後相当の期間内に作業を完了する見込みがないと機構が認めたとき。

チ 正当な理由がなく法第 26 条第 1 項に基づく立入り又は検査等に協力しなかったとき。

リ 請負者が、制限行為能力者となったとき、若しくは破産手続開始の決定を受けたとき、又はその資産若しくは信用状態が著しく低下したとき。

ヌ 5. (4) ③の個人情報の管理に違反したとき。

ル 上記イからヌの他、その他民法所定の解除事由があるとき。

ヲ 機構は、上記イからルのほか、必要があると認めるときは本契約の全部又は一部を解除することができる。

ワ 上記ヲにより契約を解除した場合で請負者に損害を与えたときは、その損害額を補償するものとし、その補償額は機構と請負者で協議して決定するものとする。

⑨ 請負者の契約解除権

請負者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、これにより契約を解除し請負者に損害を与えたときは、機構はそれを補償するものとし、その補償額は、機構と請負者の協議において決定するものとする。

イ 5. (5) ⑦の契約内容の変更に規定する契約内容の変更が請負者に著しく不利となり、協議が成立しなかったとき。

ロ 機構の契約違反によって作業を完了することが不可能となったとき。

⑩ 契約解除に伴う措置

機構又は請負者の責により本契約を解除されたときは、次に定める措置をとなければならない。

イ 機構は、必要と認めるときは、請負者に対し作業の履行部分の全部又は一部を検査の上、完了と認めることができる。この場合、機構に引き渡すべき目的物の既成部分があるときは、機構に引き渡さなければならない。

ロ 上記イの場合において、機構は、機構の認定する評価額を請負者に支払うものとする。

ハ 上記イによる作業完了の確認までの保全に要する費用は、請負者の負担とする。

ニ 機構が完了と認めないものについては、機構が定めた期間内に請負者は原状に復さなければならない。

ホ 機構財産の使用（上記イの既成部分に使用されているものを除く。）があるときは、請負者は、遅滞なくこれを機構に返還しなければならない。ただし、貸与品若しくは支給品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能な場合については、機構の指定する期日までに代品を納め、若しくは現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

ヘ 請負者は、機構から貸与を受けた土地建物その他不動産があるときは、機構、請負者とは協議して定めた期間内にこれを原状に復して機構に返還しなければならない。

ト 契約履行部分が1か月に満たないときは、頭書契約金額を当該月の休日を除く日数で日割計算し精算するものとする。

⑪ 談合等の不正行為に係る違約金

イ 請負者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として機構が指定する期日までに支払わなければならない。

(イ) 請負者が「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は請負者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が請負者又は請負者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措

置命令又は同法第 50 条第 1 項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第 66 条第 4 項の審決が確定したとき。ただし、請負者が同法第 19 条の規定に違反した場合であつて当該違反行為が同法第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売の場合など機構に金銭的損害が生じない行為として、請負者がこれを証明し、その証明を機構が認めたときは、この限りでない。

(ロ) 公正取引委員会が、請負者に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(ハ) 請負者（請負者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

ロ 上記イの規定は、機構に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、機構がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

ハ 請負者は、この契約に関して、上記イの(イ)から(ハ)のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに当該処分等に係る関係書類を機構に提出しなければならない。

⑫ 損害賠償

請負者は、請負者の故意又は過失により機構に損害を与えたときは、機構に対しその損害について賠償する責任を負う。

⑬ 請負業務の引継ぎ

イ 現行請負者からの引継ぎ

請負者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう機構から本業務の開始日までに基本作業マニュアル、現場等における設備・機器類、作業実施状況、安全管理上の留意点など必要な引継ぎを受けなければならない。

また、機構は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行請負者及び請負者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。なお、その際の引継ぎに必要な現行請負者に発生した経費は、現行請負者の負担となる。

ロ 請負期間満了の際、業者変更が生じた場合の引継ぎ

請負者は、本契約の期間終了に伴い、本契約の業務が次年度においても継続的かつ円滑に遂行できるよう、次回請負者に対して、機構が実施する基本作業マニュアル、現場等における設備・機器類、作業実施状況、安全管理上の留意点などの基本事項説明への協力を行うこと。なお、基本事項説明の詳細は、機構、請負者及び次回請負者間で協議のうえ、一定の期間（3週間以内）を定めて本契約の期間終了日までに実施する。

また、機構は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、請負者及び次回請負者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。その際の引継ぎに必要な請負者に発生した経費は、請負者の負担となる。

⑭ 不当介入の対応

イ 暴力団員及びこれらに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）による不当要求又は履行の妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、断固として拒否しなければならない。

- ロ 暴力団員又は暴力団関係者から不当介入があったときは、直ちに所管の警察当局へ通報するとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- ハ 上記ロにより警察当局に通報したときは、速やかにその内容を記載した書面により機構に報告するものとする。
- ニ 請負者は、下請負先（下請負が数次にわたるときはその全てを含む。）に対して、上記イ及びロを遵守させなければならない。

⑮ 情報セキュリティの確保

- イ 請負者は、この契約の履行に関し、情報システム（情報処理及び通信に関わるシステムであって、ハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク並びに記録媒体で構成されるものをいう。）を利用する場合には、機構の情報及び情報システムを保護するために、情報システムからの情報漏えい、ウィルスの侵入等の防止その他必要な措置を講じなければならない。なお、機構は、本条の規定が遵守されていないと判断した場合、本契約を解除することができる。
- ロ 請負者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、機構の情報セキュリティ確保のために、機構が必要な指示を行ったときは、その指示に従わなければならない。
 - (イ) 請負者は、本契約の業務に携わる者（以下「業務担当者」という。）を特定し、それ以外の者に作業をさせてはならない。
 - (ロ) 請負者は、本契約に関して知り得た情報（機構に引き渡すべきコンピュータプログラム著作物及び計算結果を含む。以下同じ。）を取り扱う情報システムについて、業務担当者以外が当該情報にアクセス可能とならないよう適切にアクセス制限を行うこと。
 - (ハ) 請負者は、本契約に関して知り得た情報を取り扱う情報システムについて、ウィルス対策ツール及びファイアウォール機能の導入、セキュリティパッチの適用等適切な情報セキュリティ対策を実施すること。
 - (ニ) 請負者は、機構の利用禁止ソフト（Winny、WinMX、KaZaa、Share等）及びSoftEtherを導入した情報システムにおいて、本契約に関して知り得た情報を取り扱ってはならない。
 - (ホ) 請負者は、機構の承諾のない限り、本契約に関して知り得た情報を機構又は請負者の情報システム以外の情報システム（業務担当者が所有するパソコン等）において取り扱ってはならない。
 - (ヘ) 請負者は、下請負をさせた場合は、当該下請負を受けた者の本契約に関する行為について、機構に対し全ての責任を負うとともに、当該下請負を受けた者に対して、情報セキュリティの確保について必要な措置を講ずるように努めなければならない。
 - (ト) 請負者は、機構が求めた場合には、情報セキュリティ対策の実施状況についての監査を受け入れ、これに協力すること。
 - (フ) 請負者は、機構の提供した情報並びに請負者及び委任又は下請負を受けた者が本業務のために収集した情報について、災害、紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えい、ウィルスによる被害、不正な利用、不正アクセスその他の事故が発生又は生ずるおそれのあることを知った場合は、直ちに機構に報告し、機構の指示に従うものとする。この契約の終了後にお

いても、同様とする。

⑩ 不可抗力免責・危険負担

機構及び請負者の責に帰すことのできない事由により契約期間中に物件が滅失し、又は毀損し、その結果、機構が物件を使用することができなくなったときは、請負者は、当該事由が生じた日の翌日以後の契約期間に係る代金の支払を請求することができない。

⑪ 金品等の授受の禁止

請負者は、本業務の実施において、金品等を受け取ること、又は、与えることをしてはならない。

⑫ 宣伝行為の禁止

請負者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たっては、自ら行う業務の宣伝を行ってはならない。また、本業務の実施をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

⑬ 契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、機構と請負者との間で協議して解決するものとする。

6. 公共サービス実施請負者が対象公共サービスを実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施請負者が負うべき責任に関する事項

(1) 機構が国家賠償法第1条第1項等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、機構は請負者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について機構の責めに帰すべき理由が存する場合は、機構が自ら賠償のために任ずるべき金額を超える部分に限る）について求償することができる。

(2) 請負者が民法（明治29年4月27日法律第89号）第709条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について機構の責めに帰すべき理由が存するときは、請負者は機構に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分を求償することができる。

7. 業務の実施体制及び実施方法

(1) 実施体制

実施体制については、運用技術者27名（常駐）を配置して適正な業務を確保する。

(2) 実施方法

実施方法については、仕様書並びに業務運営の具体的な方法及びその質の確保の方法等について作成した技術提案書等に基づき適切に実施する。また、業務の報告とともに本運用支援業務の更なる向上を実現するため、適宜、機構担当者等と情報共有・意見交換を実施する。

以 上